

資料2

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正 (概要)

1. 基本的な方向

(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

- 生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命の延伸を実現するとともに、健康格差の縮小を実現。

(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）

- がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD（慢性閉塞性肺疾患）に対処するため、一次予防に重点を置いた対策のほか、重症化予防に重点を置いた対策を推進。

(3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- ライフステージに応じ、こころ、次世代、高齢者の健康を推進。

(4) 健康を支え、守るための社会環境の整備

- 社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備。

(5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

- (1)から(4)までを実現するため、各生活習慣等を改善。

2. 国民の健康の増進の目標に関する事項

- 5つの基本的な方向に対応して、53項目（再掲除く。）にわたる具体的な目標を設定。

3. 都道府県・市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

- 都道府県、市町村は、独自に重要な課題を選択し、目標を設定して、定期的に評価及び改定を実施。

4. 健康の増進に係る調査及び研究に関する基本的な事項

- 国は、生活習慣や社会環境の改善に関する調査研究を推進。

5. 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

- 各保健事業者は、各種健診の実施主体間で連携を促進。

6. 生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

- 情報提供に当たっては、多様な経路の活用や複数の方法の組み合わせ等が重要。

7. その他重要事項

- 地域の健康課題の解決のため、関係機関等の連携により推進体制の整備が必要。
- 多様な主体による自発的な取り組みや連携の推進が必要。
- 健康増進を担う人材の育成等を図る。

8. 別表

- 基本的な方向に応じ、計53項目（再掲除く。）について現状値と目標を設定。